

記者発表資料

**令和6年度 災害時等応急対策に関する基本協定締結業者を公募します。**

立野ダム工事事務所では、立野ダム管理区間において、災害が発生若しくは発生が予測された場合、緊急的に管理区間内の巡視または応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的として、『立野ダム管理区間における災害時等応急対策に関する基本協定』の締結業者を公募します。

協定の締結を希望される事業者は、別紙「公告」をご覧のうえ、「協定締結参加資格確認申請書」により申請をお願いします。

○公募の内容

1) 公募部門

【工事分野】

土木部門

2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

- 交付期間 令和6年2月6日（火）から令和6年2月23日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- 交付場所 国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所 工務課
- 交付方法 電子メールで送信します。  
詳しくは、下記問い合わせ先にご連絡下さい。

3) 技術資料提出期間

- 提出期間 令和6年2月6日（火）から令和6年2月26日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

【問い合わせ先】

〒861-8019 熊本市東区下南部 1 丁目 4-73

国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所 TEL:096-385-0707

工務課工務第一係 大野（内線312）、倉上（内線317）

# 公 告

## 立野ダム管理区間内における災害時等応急対策に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和6年 2月 6日

国土交通省 九州地方整備局  
立野ダム工事事務所長 長岡 一成

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

立野ダム管理区間内における災害時等応急対策に関する基本協定（以下「本協定」という。）は、立野ダム（以下「当事務所」という。）の直轄管理区間または、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、立野ダムの直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の応急対策に関し、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、応急復旧工事等を迅速に実施し、災害等の拡大防止と施設被害の早期復旧に資することを目的とする。

#### (2) 協定対象区域

本協定の対象は、「工事分野（土木部門）」とし、公募する協定対象区域は、下記のとおり予定している。ただし、それ以外の区域であっても当事務所が必要と判断した場合は、本協定の対象区域とする。

また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等の対応を要請する場合がある。

対 象 部 門	協定対象区域
土木	立野ダム管理区間内

#### ※ 「土木部門」における補足説明

「土木部門」で協定を締結した企業は、洪水時及び地震発生時等において当事務所より要請があった場合、協定区間の巡視を行うものとし、この巡視については、1.（5）でいう災害が発生した場合等における工事の請負契約とは別に「立野ダム管理区間内災害時巡視」の契約を行うものとする。また、同契約において、管内の連絡員を選任して契約する場合がある。

#### (3) 協定期間 令和 6年 4月 1日（予定） ～ 令和 7年 3月31日

#### (4) 協定を締結する企業の特定

- 1) 本協定を締結する企業は、本協定の締結を希望する企業より特定する。  
本協定の締結を希望する企業は、技術資料を提出するものとする。  
提出は1部門のみとし重複提出を認めない。
- 2) 提出する技術資料は、下記のとおりとする。

## 【土木部門】

- ①工事基地の所在地
- ②災害を想定した簡易な施工計画
- ③有資格技術者数等
- ④対象部門の工事实績
- ⑤保有機械一覧・保有資材一覧
- ⑥地域貢献度（災害協定等の実績）
- ⑦その他評価すべき事項

3) 提出された技術資料を基に総合的な評価によって各部門の協定対象企業を特定する。

ただし、「2. 参加資格要件」に該当しない者については特定しない。

### (5) 本協定締結後の工事等の請負契約

1) 本協定締結後に災害が発生した場合等にあつて、当事務所が工事等の実施が必要と判断した場合は、対象となる区間の協定を締結した企業（以下「協定企業」という。）に対して、必要となる工事等の実施の要請を行うものとし、あわせて両者は工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

2) 1) に該当する場合であっても、当事務所が諸般の事由から対象となる協定区間の協定企業に工事等を実施させることが適切でないと判断した場合は、同部門の他の協定企業との了解を得て、必要となる工事等の実施の要請を行うことができるものとし、この場合は当該企業を相手として工事等の請負契約を速やかに締結するものとする。

3) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、工事は行わない。

## 2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 技術資料の提出期間中において、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 災害を想定した簡易な施工計画が適切であること。

(6) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災

害補償には、工事現場単位で臨時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。

(7) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度の一般土木工事に係るC又はD等級の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度の一般土木工事に係るC又はD等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和6年4月1日時点において受けていること。

なお、認定されていない者は当該協定を無効とする。

(8) 熊本市、菊池郡（大津町、菊陽町）、阿蘇市、阿蘇郡（高森町、南阿蘇村、西原村）に建設業法に基づく主たる営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

(9) 立野ダムの直轄管理区間において、災害等の発生に伴う協力要請があった場合、協定対象区域へ配置予定技術者が概ね1時間以内に到着できる体制を確保できること。

(10) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の一般土木工事に係るC又はD等級の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の一般土木工事に係るC又はD等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和6年4月1日時点において受けていること。

なお、令和7年3月31日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。

また、経常建設共同企業体とその構成員単位での重複参加は認めない。

### 3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒861-8019

熊本市東区下南部1丁目4-73

国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所

担当： 工務課 工務係

電話： 096-385-0707

(2) 技術資料等の交付期間、場所及び方法

① 交付期間： 令和6年2月6日（火）から令和6年2月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

② 交付場所： 国土交通省 九州地方整備局 立野ダム工事事務所 工務課

③ 交付方法： 電子メールで送信します。  
詳しくは、上記（1）担当部局へ問い合わせ下さい。

(3) 技術資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間： 令和6年2月6日（火）から令和6年2月26日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

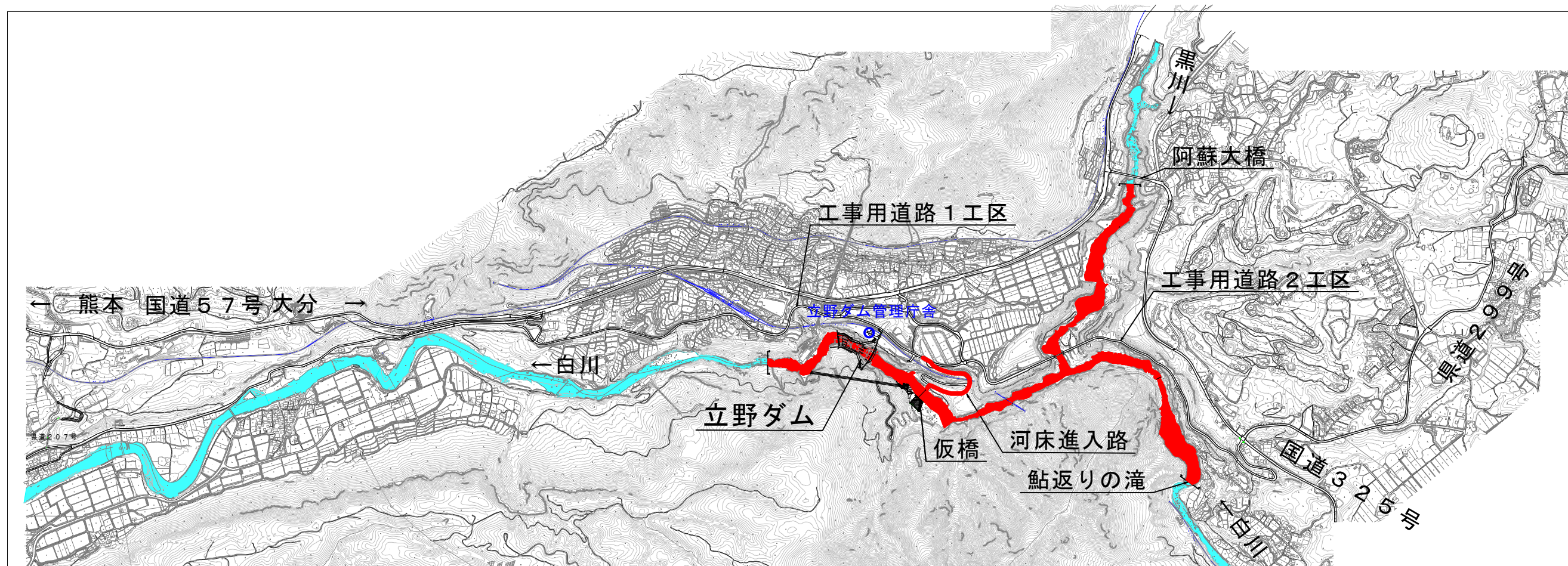
② 提出場所： 上記 3. (2) ②に同じ。

③ 提出方法： 郵送等により提出する。  
郵送は書留郵便に限る。宅送は書留郵便と同等のものに限る。  
提出期間内に必着。


#### 4 その他

技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等については、「技術資料等説明書」による。

# 基本協定区間



基本協定締結区間			区間距離
白川	45k400 ~ 48k550 (鮎返りの滝)		3.1km
黒川	0k000 ~ 1k300 (阿蘇大橋下流端)		1.3km
			計 4.4km

凡	例
	協定対象区域